

大分県報

令和二年
第一〇〇号
四月二十四日

（金曜日）

目次

人事委員会規則 通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………	一
告 示 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	一
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………	三
建築基準法による道路の指定……………	三
労働委員会告示 大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正……………	三
訓 令 甲 大分県広聴事案取扱規程の一部改正……………	四
訓 令 甲 教育委員会訓令甲……………	四
人事委員会訓令 労働委員会訓令……………	四
警察本部訓令 企業局訓令……………	四
病院局訓令 大分県広報委員会設置規程の一部改正……………	五
公 告 開発行為の完了……………	五
○人事委員会規則 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

令和二年四月二十四日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十五条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）」に改める。

第十五条の四第二項を次のように改める。

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

第十五条の四第三項中「ときから」を「場合において、「に、「場合を」を「ときを」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 この規則の適用日前に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大分県条例第三号）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年大分県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をし、地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は同法第二十九条第一項の規定により停職にされた職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	その他参考となるべき事項	汚水の値					汚水の値					汚水の値														
		窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	項目	単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	項目	単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		
公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ		○・六二五	○	三	一・二五	六・一〇六・五	通常の値	m ³ /日					通常の値						通常の値							
		一・六二五	○	六	二・五	六・一〇六・五	最大の値					最大の値							最大の値							
							通常の値					通常の値						通常の値								
							最大の値					最大の値						最大の値								

令和二年四月二十四日

<p>1 縦覧期間 令和二年四月二十四日から同年五月十五日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p>		<p>大分県告示第二百七十一号 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。</p> <p>令和二年四月二十四日 大分県知事 広瀬勝貞</p>	
<p>一 受託者の住所及び名称 大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五 公益財団法人森林ネットおおいた 理事長 重本 悟</p>		<p>二 委託期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p>	
<p>大分県告示第二百七十二号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のように道路を指定した。</p> <p>令和二年四月二十四日 大分県知事 広瀬勝貞</p>		指定番号	指定位置
指定年月日	道路の幅員	道路の延長	
令二・四・一〇	メートル 五・〇〇	メートル 八七・九三	
<p>津久見市大友町一七四六番七、一七五三番三、九番一四、九番一二、九番一一、津久見市岩屋町二番一三、二番一二、一七八七番二、一七八八番一及び一七九一番三並びにこれらに隣接する里道</p>			

大分県報（告示）

労働委員会告示

大分県労働委員会告示第三号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（令和二年大分県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十四日

大分県労働委員会会長 深田茂人

後藤素子	大分県労働委員会事務局長	令元・五・一四
江藤博邦	大分県労働委員会事務局調整審査課長	平三〇・四・一〇
森優子	大分県労働委員会事務局長	令二・四・一四
岡崎浩之	大分県労働委員会事務局調整審査課長	令二・四・一四

を
に改める。

訓令 甲

大分県訓令甲第十八号

本序

大分県広聴事案取扱規程（昭和四十三年大分県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

広聴処理票 一般広聴

受理日 年 月 日 受理 起案者 氏名

処理方針 要回答 供覧 広報広聴課長 広聴班総括 班員

提出者 住所 氏名

姓名 第 号 担当部署（ ）

姓名 第 号 担当部署（ ）

姓名 第 号 担当部署（ ）

主務課（室）長 職 広報広聴課長

上記事案の回答作成又は事業を供覧の上、
年 月 日 までに、広報委員及び当課あて合議又は送付してください。

※※※※ 主務課使用欄 ※※※※

起案日	年 月 日
課（室）	
職氏名	印 内線
知事 副知事 部長 審議監	
課（室）長 班総括等	広報委員
班員	
(合議) 関係課(室)長 班総括 班員	
(合議) 関係課(室)長 班総括 班員	
県政への反映区分(主務課にて選択)	
A 提言の趣旨に添って実現したもの	
B 実現に努力しているもの	
C 当面は実現できないもの	
D 実現が極めて困難なもの	

広報広聴課使用欄

企画振興部長 審議監

広報広聴課課長 広聴班総括

班員

年 月 日 決裁

年 月 日 施行

公印使用承認 公印省略

施行上の特別取扱い

附則
この訓令は、公示の日から施行する。

○訓令甲
教育委員会訓令甲
人事委員会訓令
労働委員会訓令
警察本部訓令
企業局訓令
病院局訓令

大分県訓令甲第十九号
大分県教育委員会訓令甲第十号
大分県人事委員会訓令第四号
大分県労働委員会訓令第四号
大分県警察本部訓令第二十九号
大分県企業局訓令第十号
大分県病院局訓令第九号

知事部局
教育庁
人事委員会事務局
労働委員会事務局
警察本部
企業局
病院局
大分県知事 広瀬勝貞
大分県教育委員 金子久子
大分県人事委員会委員長 石井久子
令和二年四月二十四日

大分県労働委員会会長 深田茂人
大分県警察本部長 竹迫宜哉
大分県企業局長 工藤正俊
大分県病院局長 田代英哉
第三条第二項中「企画振興部審議監」を「企画振興部広報広聴課長」に改め、同条第三項中「のうちから知事が任命又は委嘱する」を「をもつて充てる」に改める。
別表を次のように改める。
別表（第三条関係）
各部署主管課企画管理部門の班総括
教育庁教育改革・企画課広報・調整班総括
人事委員会事務局公務員課試験・審査班総括
労働委員会事務局調整審査課調整審査班総括
警察本部広報課広報・広聴担当
企業局総務課経営企画班総括
病院局大分県立病院事務局総務経営課総務班総括

この訓令は、公示の日から施行する。

○公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年四月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
中津市大字大新田字拾番通四百十五番一ほか二筆及び四百十五番八ほか一筆の各一部並びに四百十五番十一地先里道及び四百十五番十一地先水路
- 二 開発区域の面積
一万二千二百九十三・〇八平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
中津市豊田町十四番地三
中津市土地開発公社

令和二年四月二十四日

四 理事長 前田良猛
完了検査年月日
令和二年三月十九日

令和二年四月二十四日

大分県報（公告）